

発言席

「FRINGING・BENEFIT」の考察



武田朋之【京橋】

1. はじめに

FRINGING・BENEFITとは、給与所得者が労働の対価として受け取る給与とは別に雇用者から受ける経済的利益の追加的給付である一般的なとらえられている。具体的には、制服の供与、社員割引販売、お祝い金、弔慰金、社員旅行、残業等の食事代、社宅などが挙げられる。

我が国の所得税法においては、所得税法36条1項に所得金額とすべき金額は、「その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合に、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。」と規定されているのであるから、FRINGING・BENEFITが経済的利益の給付ということであれば所得税の課税対象とされると考えるのが妥当である。

2. 所得とは

FRINGING・BENEFITの課税のあり方について検討する。FRINGING・BENEFITの所得にかつ改めて実感したのではあるが、課税対象とするかどうかについて多くの規定がされている。所得税法で経済的利益には課税すると規定しているにも関わらず、通達でその課税の適否が判断されることになっており、租税法主義に反しているということができると述べるものとする。

また、金銭給付の多い者の税負担が多くなることによる課税の水平的公平性をゆがめるだけでなく、より多額の経済的利益を得ている者により多額の税負担がなされないという垂直的公平性をゆがめている。

このように租税の基本原則である租税法主義及び課税の公平性について問題点を有するFRINGING・BENEFITについて、やはり課税していくことが望ましいと考えられる。現状ではどのような場合に給与として課税されるのか、「マカオ2泊3日事件」（平成24年12月25日東京地裁判決（平成23年（行ウ）第385号））を題材に検証し、

FRINGING・BENEFITの所得について、何を所得とするかはその概念により全く異なったものとなる。代表的な所得概念として、制限的所得概念、包括的所得概念、そして我が国の所得税法上の所得概念がどのようなものであるかを以下に述べるものとする。

（1）制限的所得概念 所得の範囲を狭くとらえる概念であり学説により多少の差異はあるが、相続・贈与等による所得、富くじ・賭博利得等の一時的・偶発的・恩恵的所得及びギャンブルゲインを所得から除外し、周期的・継続的に生じる給与、利子、配当、地代等といった利得のみを所得とする概念である。

（2）包括的所得概念 所得を包括的にとらえる概念でありこちらも学説により多少の差異はあるが、周期的・継続的に生じる利得のみならず一時的・偶発的な利得も所得とする概念である。つまり利得の発生原因は問わず、一定期間に

（3）所得税法上の所得概念 おいて純資産が増加している場合にはその増加分を所得とする概念である。所得税法では、所得の種類を利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給

（4）マカオ2泊3日事件について はじめに事件の概要を説明すると、自社従業員10名と取引先従業員21名を参加者とするマカオへの2泊3日の慰安旅行を行い、自社従業員に係る旅費241万円を福利厚生費、取引先従業員に係る旅費507万円を交際費、代表者に係る旅費52万円を役員賞与としてそれぞれ経理処理したところ、課税庁側から自社従業員に係る旅費が給与に該当し、源泉所得税、不納付加算等の賦課決定処分がされた事案である。

企業側に対するFRINGING・BENEFITの課税については、租税の基本原理である租税法主義及び課税の公平性をゆがめていることは自明であり、課税方式はどうであれ、大きな問題であることは確かである。

FRINGING・BENEFITの課税については、租税の基本原理である租税法主義及び課税の公平性をゆがめていることは自明であり、課税方式はどうであれ、大きな問題であることは確かである。

FRINGING・BENEFITの所得にかつ改めて実感したのではあるが、課税対象とするかどうかについて多くの規定がされている。所得税法で経済的利益には課税すると規定しているにも関わらず、通達でその課税の適否が判断されることになっており、租税法主義に反しているということができると述べるものとする。

また、金銭給付の多い者の税負担が多くなることによる課税の水平的公平性をゆがめるだけでなく、より多額の経済的利益を得ている者により多額の税負担がなされないという垂直的公平性をゆがめている。

このように租税の基本原則である租税法主義及び課税の公平性について問題点を有するFRINGING・BENEFITについて、やはり課税していくことが望ましいと考えられる。現状ではどのような場合に給与として課税されるのか、「マカオ2泊3日事件」（平成24年12月25日東京地裁判決（平成23年（行ウ）第385号））を題材に検証し、

FRINGING・BENEFITの所得について、何を所得とするかはその概念により全く異なったものとなる。代表的な所得概念として、制限的所得概念、包括的所得概念、そして我が国の所得税法上の所得概念がどのようなものであるかを以下に述べるものとする。

（1）制限的所得概念 所得の範囲を狭くとらえる概念であり学説により多少の差異はあるが、相続・贈与等による所得、富くじ・賭博利得等の一時的・偶発的・恩恵的所得及びギャンブルゲインを所得から除外し、周期的・継続的に生じる給与、利子、配当、地代等といった利得のみを所得とする概念である。

（2）包括的所得概念 所得を包括的にとらえる概念でありこちらも学説により多少の差異はあるが、周期的・継続的に生じる利得のみならず一時的・偶発的な利得も所得とする概念である。つまり利得の発生原因は問わず、一定期間に

（3）所得税法上の所得概念 おいて純資産が増加している場合にはその増加分を所得とする概念である。所得税法では、所得の種類を利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給

FRINGING・BENEFITの課税については、租税の基本原理である租税法主義及び課税の公平性をゆがめていることは自明であり、課税方式はどうであれ、大きな問題であることは確かである。

FRINGING・BENEFITの所得について、何を所得とするかはその概念により全く異なったものとなる。代表的な所得概念として、制限的所得概念、包括的所得概念、そして我が国の所得税法上の所得概念がどのようなものであるかを以下に述べるものとする。

FRINGING・BENEFITの所得について、何を所得とするかはその概念により全く異なったものとなる。代表的な所得概念として、制限的所得概念、包括的所得概念、そして我が国の所得税法上の所得概念がどのようなものであるかを以下に述べるものとする。

FRINGING・BENEFITの所得について、何を所得とするかはその概念により全く異なったものとなる。代表的な所得概念として、制限的所得概念、包括的所得概念、そして我が国の所得税法上の所得概念がどのようなものであるかを以下に述べるものとする。

FRINGING・BENEFITの所得について、何を所得とするかはその概念により全く異なったものとなる。代表的な所得概念として、制限的所得概念、包括的所得概念、そして我が国の所得税法上の所得概念がどのようなものであるかを以下に述べるものとする。

【参考文献】金子 宏・佐藤 英明・増井 良啓・渋谷 雅弘（2011）『ケースブック租税法（第4版）』弘文堂。八ツ尾 順一（2007）『交際費—税務処理・申告・調査対策—法人税実務問題シリーズ』中央経済社。村越 未和（2004）『FRINGING・BENEFIT課税の強化に関する一考察』『会計検査研究』（29）『会計検査院インターネット公開』http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/998205/www.jbaudit.go.jp/efort/study/mag/pdf/j29d14.pdf